資料

(延滞税等の見直し)

平成 24 年 11 月 14 日 (水) 財務省 ○ 平成24年度税制改正大綱(抄)(平成23年12月10日 閣議決定)

納税環境の整備については、・・・・・<u>延滞税等のあり方を含め</u>、・・・・納税者の利益の保護に資すると ともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、<u>引き続き検討を行います</u>。

○ 税制抜本改革法案の国会提出に伴う今後の対応について(抄)(平成24年3月30日 閣議決定)

事項	今後の対応の方向
延滞税	○ 延滞税の利率を含めた負担の見直しについては、税の確実な収納を勘案しつつ、
	低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮し、平成 25 年度税制改正時
	に成案を得る。

有識者による研究会

上記の閣議決定を踏まえ、延滞税等の見直しについて、以下の有識者の方々に専門的な観点から考え方の整理を行っていただいているところ。

[座長] 中里実(東京大学教授)

上西左大信(税理士)、佐藤英明(慶応義塾大学教授)、品川芳宣(筑波大学名誉教授)、松嶋英機(弁護士)、吉村政穂(一橋大学准教授)

延滞税の概要

- 延滞税は、期限内に納付した納税者との間の負担の公平の確保、滞納防止等の観点から設けられており、債務 不履行に対する「遅延利息」の性格を有する。
 - ⇒ 法定納期限を徒過した場合のペナルティーであるとともに、法定納期限を遵守させるインセンティブになっている。

【延滞税が課されるとき】

- 期限内に申告をし、納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないとき
- 期限後申告・修正申告をし、又は更正・決定を受け、納付すべき国税があるとき
- 納税の告知を受け、納付すべき国税をその法定納期限後に納付するとき
- 予定納税に係る所得税をその法定納期限までに完納しないとき
- 源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないとき

【延滞税の割合】

年14.6%

ただし、法定納期限の翌日から2月間等 7.3%

特例

「公定歩合+4%」

(平成24年分については、4.3%)

【延滞税の免除】

- 災害・病気等による納税の猶予等の場合 · · · <u>全額免除</u>
- 事業の廃止等による納税の猶予等の場合 · · · · <u>2分の1免除(7.3%)</u>

特例

「公定歩合+4%」

(平成24年分については、4.3%)

見直しの視点①

- 平成 11 年度税制改正では、当時の低金利状況を勘案し、特例として、7.3%の割合の延滞税について、「公定歩合 + 4%」(現行 4.3%)とする引下げを行ったところ。
- <u>延滞税全体</u>について、<u>現下の低金利の状況等を踏まえ、特例的に引下げを検討</u>することとしてはどうか。 他方、延滞税の水準が低すぎると、納付を促す効果が減じるおそれがあるのではないか。
- 延滞税の 14.6%の利率については、①期限内納付した者との公平性を図るための利息部分(約定利息部分)と、②早期納付を促すための部分に区分して考え、前者の部分を見直す必要があるのではないか。
- <u>法定納期限後2ヶ月以内</u>等の場合についての現行の特例水準(4.3%)を見直す際は、約定利息部分の見直しに加え、2ヶ月以内と2ヶ月以降に段階分けし、それぞれの期間に応じて早期納付を促すこととした趣旨を勘案すべきではないか。
- <u>納税の猶予等</u>の場合に延滞税が軽減されている場合については、<u>それが約定利息的性格を有するものであること</u> を踏まえ、現行の特例水準(4.3%)を見直すべきではないか。
- なお、<u>ベースとなる金利</u>については、現行の特例は、公定歩合(基準割引率および基準貸付利率)を採用し、一定の上乗せを行っているが、今回の見直しに当たっては、他の法令等の例も踏まえ、ベースとなる金利を別の指標に変更することを検討してはどうか。政府契約の支払遅延防止等に関する法律等では、国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)をベースとしている。

利子税・還付加算金の概要

○ 利子税は、所得税法・相続税法の規定による延納等や、法人税法の規定による申告期限の延長など、 履行遅滞となっていない場合に「約定利息」として課される。

【利子税が課される例】

○所得税の確定申告税額の延納 ⇒ 3期分の税額の2分の1以上に相当する金額の所得税を3月15日までに納付したときは、その残額について5月31日までに延納できる。

【割合】

基本 7.3% ⇒

特例

「公定歩合+4%」 (平成 24 年分については、4.3%)

○ 還付加算金は、還付金等に対する利息。

【還付加算金が付される例】

○所得税の源泉徴収税額や予定納税額、法人税や消費税の中間納付額等の還付の場合

【割合】

7. 3% ⇒

特例

「公定歩合+4%」 (平成 24 年分については、4.3%)

見直しの視点②

【利子税・還付加算金】

- 延滞税の約定利息部分について金利情勢を踏まえて特例的に引き下げることに伴い、<u>利子税についても引き下げることとしてはどうか</u>。
- 同様に、還付加算金についても引き下げることとしてはどうか。

【その他】

- 他の延滞金等との関係(他の公租公課、民間の遅延利息)
- 延滞税の減免を受けられる、納税の猶予などの納税緩和措置のあり方